

# 令和7年度 さいたま市立大成中学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立大成中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない環境づくりに努める。
- 2 生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期解決に向けて、該当生徒の安全を確保するとともに、関係機関と連携する。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 6 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かをいじめ対策委員会にて適正に判断する。

※いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

### 1 いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

### 2 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## IV 組織

### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、主任児童委員  
※校長・教頭・生徒指導主任・学年主任以外は必要に応じて構成し開催する  
※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。（心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等）
- (3) 役割：学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

#### 【未然防止】

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

#### 【早期発見・事案対処】

- (ア) いじめの相談、通報を受け付ける窓口  
(イ) 早期発見、事案対処のため、いじめの疑いの情報の収集と記録、共有  
(ウ) いじめの情報があった時の事実関係の把握といじめであるか否かの判断  
(エ) 被害者への支援、加害者への指導体制、対応方針の決定と保護者との連携

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- (ア) 大成中学校いじめ防止プログラムの実行、検証、修正  
(イ) いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施  
(ウ) 学校の基本方針が機能しているかの点検、見直し（PDCA サイクル）
- (4) 開催：(ア) 定例会（各学期1回開催）  
(イ) 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）  
(ウ) 臨時部会（必要に応じてメンバーを招集して開催）
- (5) 内容：(ア) 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証  
(イ) 教職員の共通理解と意識啓発  
(ウ) 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取  
(エ) 個別面談や相談の受け入れ及びその集約  
(オ) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約  
(カ) 発見されたいじめ事案への対応  
(キ) 構成員の決定  
(ク) 重大事態への対応

### 2 子どもいじめ対策委員会（成中生いじめ対策委員会）

- (1) 目的：いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会本部、各学年学級委員、各部部長等を必要に応じて構成する。
- (3) 開催：(ア) 定例会（各学期1回開催）  
(イ) 臨時部会（必要に応じてメンバーを招集して開催）
- (4) 内容：(ア) いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。  
(イ) 話し合いの結果を学級及び部活動での話し合いにつなげる。

(ウ) 生徒主体の取組を学校に提言し推進する。

## V いじめの未然防止

### 1 道德教育の充実

#### (1) 教育活動全体を通して

- ①「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道德教育に資する学習の充実に努め、道德教育推進教師を中心に、全教職員の協力体制を整える。
- ②道德の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

#### (2) 道德の時間を通して

「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

### 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

実施項目に基づき、学校、生徒や地域の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

- (ア) 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- (イ) 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- (ウ) 校長等による講話
- (エ) 「いじめ防止指導事例集」を活用する等いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- (オ) 学校だよりやPTA広報紙による家庭や地域への広報活動

### 3 「人間関係プログラム」を通して

#### (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- ①「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- ②「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」等のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

#### (2) 直接体験の場や機会を通して

教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で生徒が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

#### (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

「人間関係プログラム」の授業の中で生徒一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気や学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

#### 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

(1) 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

(2) 授業の実施：第1学年 4月 実施  
第2学年 4月 実施  
第3学年 4月 実施

#### 5 メディアリテラシー教育を通して

「スマホ・タブレット安全教室」の実施

(1) 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然予防に努める。

(2) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施：全学年対象 7月実施予定

#### 6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、いじめのない集団づくりに努める。

### VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

#### 1 日頃の児童生徒の観察

- (ア) **健康観察**：一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (イ) **授業中**：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書やノート等の落書き、机の位置 等
- (ウ) **休み時間**：孤立、からかいやいじりの対象、教室移動の際に荷物を持たされる 等
- (エ) **給食**：食欲がない、机を離して食べる、当番を押し付けられる、極端な盛り付け 等
- (オ) **部活動**：無断で欠席する、雑用を強要される、練習中に孤立している 等
- (カ) **登下校指導**：独りぼっち、荷物を持たされる 等

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

#### 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) **アンケート実施**：4月、8月、1月 ※必要に応じて実施する。
- (2) **アンケート結果**：教育相談委員会、生徒指導委員会を活用し、学年・学校全体で情報共有する。
- (3) **アンケート結果の活用**：

アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。面談した生徒について、教育相談委員会、生徒指導委員会でフィードバックし、学年・学校全体で情報共有する。

### **3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告**

- (1) 簡易アンケートを定期的実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「児童生徒心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、対応する。

### **4 教育相談週間の実施**

- (1) 年3回、教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者相談を行うことができる体制づくりに努める。
  - (ア) 教育相談だよりの発行
  - (イ) さわやか相談室の充実
  - (ウ) 教育相談面談の実施

### **5 保護者アンケートの実施**

- (1) アンケート実施：12月
- (2) アンケート結果の活用：学校評価項目に反映させる。

### **6 地域からの情報収集**

- (ア) 民生委員・主任児童委員
- (イ) 防犯ボランティア・育成会見回り当番
- (ウ) 学校運営協議会委員

## Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「児童生徒心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、対応する。

- 校長：情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。  
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭：情報を集約し、組織全体を調整する。 関係機関との窓口となる。
- 教務主任：  
情報を集約し、組織全体の調整をする。 校長、教頭との連絡係となる。
- 担任：事実の確認のため、情報収集を行う。  
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。  
いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当：  
担当する学年の生徒の情報収集を行う。 担当する学年の情報共有を行う。  
担任、学年主任に報告する。
- 学年主任：  
担当する学年の生徒の情報収集を行う。 担当する学年の情報共有を行う。  
校長、教頭に報告する。
- 生徒指導主任：  
生徒の情報を把握できる体制作りをする。  
生徒の情報について全教職員に共通理解を図るための体制作りをする。  
校内・校外のコーディネーターとして、関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任：  
問題の背景の把握、関係生徒の心のケア、身の安全確保のための体制作りをする。
- 特別支援教育コーディネーター：  
問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭：  
生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- 部活動の顧問：  
部活動内の人間関係は良好に保たれているか情報収集を行う。
- さわやか相談員：  
生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー：  
専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導・助言や生徒へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカー：  
情報の提供及び専門的な立場から、生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者：  
家庭において子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたいときは直ちに学校と連携する。
- 地域：いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または

情報の提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 2 重大事態について
  - (1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
    - (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
    - (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
    - (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
    - (エ) 精神性の疾患を発症した場合 等
  - (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
    - (ア) 年間30日を目安とする。
    - (イ) 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 3 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
  - (ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
  - (イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
  - (ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- (1) 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- (2) 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- (3) 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- (5) 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- (6) 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## **Ⅸ 研修**

### **1 職員会議**

学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図り、各取組やアンケートの結果について、評価、検証結果を周知する。

### **2 校内研修**

- (ア) わかる授業の工夫、実践に係る研修
- (イ) 教育相談、生徒指導の研修
- (ウ) 情報モラル研修

## **Ⅹ P D C A サイクル**

### **1 年間の取組についての検証を行う時期（P D C A サイクルの期間）の決定**

検証を行う時期：各学期

### **2 取組評価アンケート、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定**

- (1) 取組評価アンケートの実施時期：1 2月
- (2) いじめ対策委員会の開催時期：7月、1 2月、3月
- (3) 校内研修等の実施時期：4月、8月